本研究会における検討の方向性

- 本プランの策定の背景となった平成18年(2006年)の「多文化共生の推進に関する研究会報告書」においては、<u>外国人住民を基本的な検討の対象</u>としつつ、「地方自治体が地域において<u>多文化共生を推進するという</u>観点から、そのための施策の体系(多文化共生推進プログラム)の在り方について検討した」とされている。
- 〇 総務省は、同報告書を踏まえ、同年3月、<u>各都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、</u>「地域における多文化共生推進プラン」(以下、「総務省プラン」という。)を通知した。

【参考1】「地域における多文化共生推進プランについて」(平成18年3月27日総行国第79号) 抜粋 今後は「地域における多文化共生」を第3の柱として、地域の国際化を一層推し進めていくことが求められています。 このような認識のもと、各都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、別紙のとおり「地域における多文化共生推進プラン」を策定しましたので通知致します。

○ その後、「技能実習」や「特定技能」等新たな在留資格の創設、在留外国人の大幅な増加など、多文化共生 施策を取り巻く状況は大きな変化が生じている。【資料6:P2~23】

また、訪日外国人旅行者数も、昨年、過去最多を記録している。【資料6:P29】

○ これまで、地方公共団体においては、総務省プランを踏まえた指針・計画を策定する等により、多文化共生施策の推進が図られてきた。近年では、<u>外国人の増加等を背景に、指針・計画を新たに策定又は改訂する</u> 団体もあり、また、総務省プランの改訂を求める声も出ている。

【参考2】令和2年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求 抜粋

国においては、平成18年の総務省「地域における多文化共生推進プラン」策定以降、在住外国人全般に関する方針・計画が策定されていない。外国人を取り巻く状況がその後大きく変化し、改正入管難民法も施行されたことから、国は、現状を踏まえた新たな総合的・体系的な方針を策定する必要がある。

- 〇 また、国においては、平成30年(2018年)12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」、令和元年(2019年)6月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」(いずれも関係閣僚会議 決定)を取りまとめるなど、政府全体で取り組む動きがある。【資料6:P24~28、P32】
- 本研究会においては、総務省プランの基本的な性格を踏まえつつ、地方公共団体が取り組む多文化共生施策を取り巻く状況の変化や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」における国の役割等も前提とし、また、同対応策との整合性も図りながら、地方公共団体の多文化共生施策のあり方について具体的に検討するとともに、その内容を踏まえた総務省プランのあり方について、検討を行うこととする。